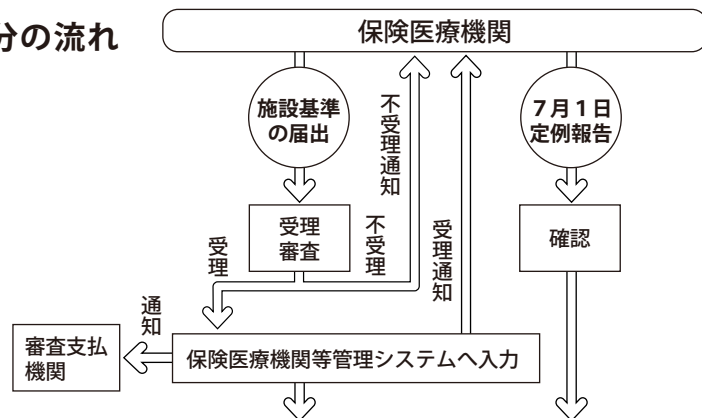


適時調査～個別指導～監査～取消処分の流れ

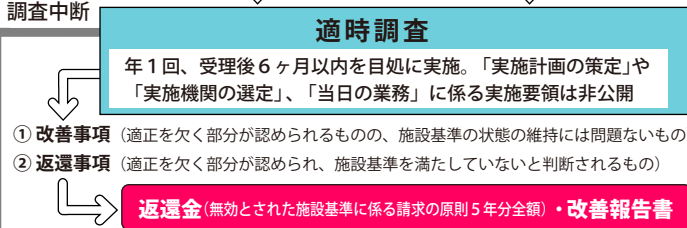
(作成：指導・監査・処分取消訴訟支援ネット)

①適時調査について

- ・医療課長通知等に基づき実施。届出を受ける者と調査を行う者が同一であるなど、行政担当者の「裁量」による運用がなされている
- ・届出内容を調査確認し、施設基準について周知徹底と適正化を図ることが目的だが、不当又は不正が疑われた場合、指導・監査に直結する。
- ・施設基準を満たさない請求は全て無効とされ、原則5年分を全額返還。



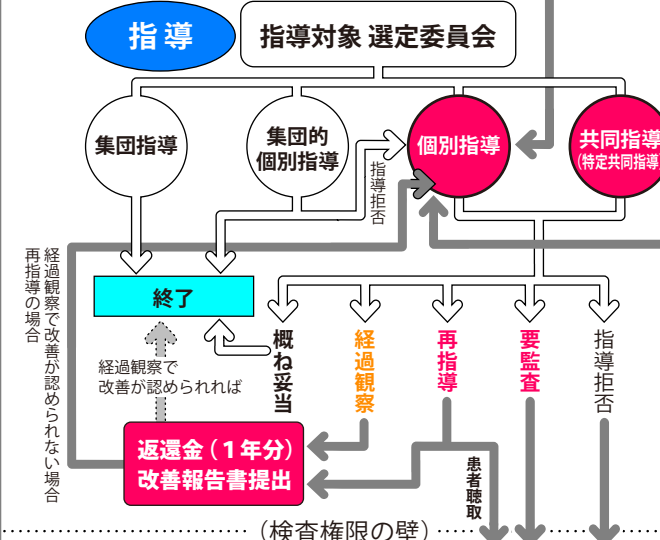
虚偽の届出や届出と実態が相違し、不当又は不正が疑われる場合



②個別指導について

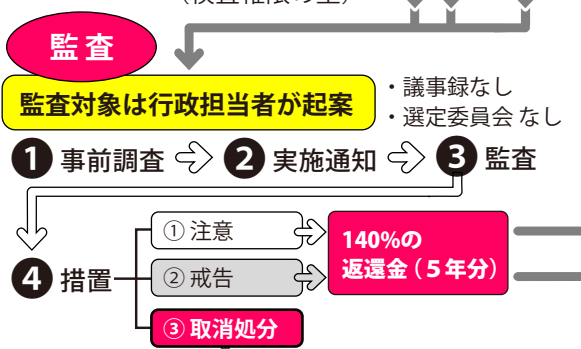
- ・保険医療機関や保険医に対して、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的に、健康保険法第73条等に基づき実施。
- ・不正・不当とされた保険請求は原則1年以上の自主返還が求められる。
- ・保険診療ルールを「知らなかった」「認識不足」でも不正とされ、過失であっても定められた診療行為によらなければ不正とされる。

個別指導または監査へ移行



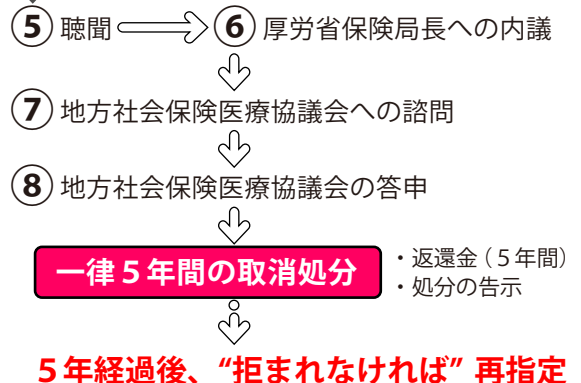
③監査について

- ・診療内容及び診療報酬の請求に関し不正又は著しい不当の疑いが生じた場合、健康保険法第78条等に基づき実施。
- ・監査で指摘された事項について過去5年間の診療報酬の1.4倍を返還。



④取消処分に係る手続き

- ・聴聞の主宰者は同じ行政庁の職員。
- ・地方医療協議会への諮問、答申も結論ありきで慎重審議のない形式的なもの。
- ・一律5年の取消処分は、事実上の「死刑判決」



医療課長通知等に基づき実施

検査権限なし(行政指導)

検査権限あり(監査)

取消処分に係る手続き

5年経過後、“拒まれなければ”再指定